

# 一般競争入札（総合評価落札方式）における低入札価格調査制度について

## 調査基準価格とは

低入札価格調査を実施するかどうかの基準価格であり、この価格を下回った場合、低入札価格調査を実施する。算定式は以下のとおり。

予定価格の算出の基礎となった各費用に  
 $(\text{直接工事費の}97\%) + (\text{共通仮設費の}90\%) +$   
 $(\text{現場管理費の}90\%) + (\text{一般管理費の}68\%)$ で算出した額

上記の算定式によらない場合・・・

対象とする工事の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものの他、上記の経費構成と異なるものについては、下記の範囲内で定めるものとする。

なお、上記算出式の上限値および下限値についても下記の範囲内とする。  
予定価格の10分の7.5から10分の9.2の割合の範囲内

1 入札公告

2 入札執行  
落札候補者の順位付け

3 入札金額は調査基準価格未満か？

4 入札金額は失格基準価格以上か？

5 落札保留

以上であれば

3-1 落札者決定

未満であれば

4-1 失格

## 失格基準価格とは

契約の内容に適合した履行を確保するための、最低限度の数値的基準価格。この額を下回る価格で入札を行った者は失格となる。算定式は以下のとおり。  
調査基準価格に100分の99を乗じて得た額とする。

6 【低入札価格調査委員会】

低入札価格調査の実施

- ・落札候補者に低入札にかかる調査資料を求める。
- ・提出資料をもとに、適正な履行が確保されるかどうかを調査する。  
状況によりヒアリングも実施。

審議後

履行可能

履行不可能

落札者決定  
契約締結の条件  
・請負代金の10分の3以上の契約保証金を納付

次順位者に対して同様の調査を行う。